気候変動に関する 2014 年閣僚声明(仮訳)

2014年5月6日

気候変動は、重大かつ喫緊の課題で、「しなやかで強靱(レジリエント)な経済と包摂的社会」という我々の目標を達成する上で潜在的に不可逆の脅威であり、断固かつ一貫した対応をとることが求められている。それぞれの国の政策は、個々の国の状況を反映したものである必要があるが、我々は、全ての関連する分野¹にわたる横断的な政策調整が重要であることを認識する。

我々²は、気候変動に関する OECD の取組を歓迎し、以下に取り組む共通の決意を確認する:

2015年にパリで開催される国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、2020年に発効し、実施に移される、国連気候変動枠組条約の下で全ての締約国に適用される議定書、法的文書又は法的拘束力を持つ合意成果を採択する。また、COP21より十分に前に(準備ができる国は2015年第1四半期までに)、自主的に決定する約束草案を示す。

産業化以前の水準と比べて世界全体の気温の上昇を摂氏2度より下にとどめるために自らの役割を果たし、同時に、経済・金融危機からの回復を支援することを目的として、野心的で費用対効果の高い政策を追求できるようにするため、我々のこれまでの取組を強化するとともに、OECD のグリーン成長戦略を含むOECD の研究及び事実に基づく分析を活用する。そのために以下のようなことに取り組む。

- 新たな技術とイノベーションのため、公共研究に投資し、強固な企業活動 環境を促進すること。
- 低炭素及び気候変動にレジリエントなインフラへの民間投資を刺激する ための政府、開発パートナー、民間の間の効果的なパートナーシップを支 援するため、投資政策と気候政策のより良く調和させること。
- 貿易、国際投資、低炭素技術の普及、民間投資の拡大を促すため、グリーンな製品やサービスの市場を育成する政策を追求すること。
- 最貧国に対し的を絞った支援を提供する一方で、無駄な消費を助長するような非効率な化石燃料に対する補助金を合理化し、段階的に廃止すること。
- 気候変動に取り組むという我々の共通の目的に、輸出信用がどういった形で貢献できるかについて議論を継続すること。
- 環境に有害な政策を避け、又は取り除くため、国内政策の改革を促すこと。

2015年3月に開催される第3回国連防災世界会議の機会を含め、強化され、調整された政策・計画を通じ、気候変動に対するレジリエンスと適応力を強化するため一層の努力をする。

意味のある緩和のための行動や実施の透明性といった文脈において、途上国の要請に応えるため、代替の資金源を含め、官民及び二国間と多国間の幅広い資金源から、2020年までに年間 1000億ドルを共同で3動員するという先進国の目標を達成する。また、全ての国における温室効果ガス排出量の測定、報告、検証及びアカウンティングを改善するための我々の取組を強化する。国際的な気候資金の流れに関する報告を改善する。

COP20 及び COP21 に向けて、全ての国々が、持続可能な低炭素かつ気候変動に対してレジリエントな経済への移行に成功するように、我々は、OECD に対し、国際エネルギー機関 (IEA)、原子力機関 (NEA) 及び国際交通フォーラム (ITF) と協力して、国連気候変動枠組条約の下での交渉を引き続き支援するとともに、異なる分野における政策をいかにより良く調和させることができるかについて検討し、2015 年 OECD 閣僚理事会に報告することを求める。

(了)

¹ 経済, 財政, 金融, 競争, 雇用, 社会, 環境, エネルギー, 投資, 貿易, 開発協力, イノベーション, 農業及び持続可能な食糧生産, 地域・都市, 交通政策を含む。

² オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、コロンビア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国、EUの閣僚及び代表。

³ 他の附属書 I 締約国とは異なる状況にある締約国の特別な立場を確認する COP7 の決定 26 及び 国連気候変動枠組条約締約国会議における関連の決定と矛盾しない。